事　務　連　絡
令和８年10月14日

各｛都道府県／市／特別区｝水道行政担当部（局）　御中

各国土交通大臣認可｛水道事業者／水道用水供給事業者｝御中

国設専用水道の設置者　御中
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、大量の個人情報を取り扱う事業者等の情報システムが不正アクセスにより侵入され、個人情報を含むデータが窃取される事案が複数確認されています。

こうした状況を踏まえ、内閣官房国家サイバー統括室において別紙のとおり、不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について、事業者に向けた注意喚起が取りまとめられました。

つきましては、各水道事業者及び水道用水供給事業者並びに国設置専用水道の設置者におかれましては、下記の事項に御留意の上、対策の徹底及び適切な情報共有をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、この旨周知をお願いします。

記

１．　不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対策の徹底について

別紙の注意喚起を御確認の上、自らの情報システムや委託先を含めた対策状況を改めて点検し、不十分な点があれば、速やかに対策の強化を検討いただくようお願いします。

２．　サイバー攻撃の被害にあった際の情報共有について

情報システム障害が発生した場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和６年４月３日付け国水水第18号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）の６．（２）に基づき、報告をお願いしているところです。

また、基幹インフラ事業者におかれましては、サイバー対処能力強化法に基づき、特定重要電子計算機にかかるインシデントを弊省及び内閣府へ報告することが義務付けられ、「サイバー対処能力強化法に基づく水道分野におけるインシデント報告の扱いについて」（令和８年 10 月 1 日付け事務連絡）において、報告方法を周知しているところです。

その他のサイバー攻撃の被害にあった際も、更なる攻撃被害の拡大を防ぐため、サイバー攻撃に関する技術的な情報を、様式は自由とし、上記の課長通知に示す報告方法により、速やかに共有いただけますよう、ご協力をお願いします。

〇参照すべき通知等

・「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和６年４月３日付け国水水第 18 号、令和８年４月３日一部改正）

・「サイバー対処能力強化法に基づく水道分野におけるインシデント報告の扱いについて」（令和８年 10 月 1 日付け事務連絡）

（問合せ先）
〇国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室
担当：渡邉、下平
TEL：03-5253-8111(内線 34436)
E-mail： hqt-suidoucyber@ki.mlit.go.jp